

(I) 平成 22 年度の児童相談所状況について

児童相談所は児童福祉法第 12 条に基づき設置され、子どもの福祉に関する業務を行う専門的な機関として、県所管内に 5 か所設置されています。

平成 22 年度に、相模原市が政令指定都市となり児童相談所を設置したことに伴い、旧相模原児童相談所は県北地域児童相談所と名称を改め大和市を所管地域としました。

平成 23 年度に中央児童相談所と厚木児童相談所では子ども支援課を子ども支援課と子ども相談課の 2 課体制とし、体制の強化を図りました。

下表は、県所管の児童人口（18才未満）の 5 年間の推移と資料編の中の『相談受付件数』（テレホン相談は除いてあります。以下は『相談受付件数』の内数となります）『養護相談件数』（養護相談全体から虐待相談件数を除いた数）、『虐待相談件数』、『障害相談件数』、『非行相談件数』、『育成相談件数』、『一時保護人数（他所への委託保護含）』の比較と推移です。

年度	所管児童人口 (A)	相談受付数	養護相談数	虐待相談数	障害相談数	非行相談数	育成相談数	一時保護人数
18	568835	7021	572	1339	4206	259	628	708
19	566144	6677	627	1438	3656	266	669	825
20	566021	7501	764	1764	3936	306	628	867
21	566303	7672	811	1642	4163	343	657	952
22	449629	6815	749	1853	3361	269	547	986
年度	A/相談受付数	A/養護相談数	A/虐待相談数	A/障害相談数	A/非行相談数	A/育成相談数	A/一時保護人数	
18	81.0	994.5	424.8	135.2	2196.3	905.8	803.4	
19	84.8	902.9	393.7	154.9	2128.4	846.3	686.2	
20	75.5	740.9	320.9	143.8	1849.7	901.3	652.9	
21	73.8	698.3	344.9	136.0	1651.0	862.0	594.9	
22	66.0	605.2	242.6	133.8	1671.5	822.0	456.0	

この表の意味するところは、例えば、平成 18 年度の相談受付数は 7021 件で、その下段『A/相談受付数』は、「所管児童人口÷相談受付数」ですから、(単純に考えると) 県所管児童 81.0 人に 1 人の割合で相談を受付したことになります。平成 22 年度は、66.0 人に 1 人の割合で相談受付しており、児童人口比で考えると平成 20 年度から相談受付が増加してきていることが分かります。

平成 22 年度に相模原市が政令指定都市となったこともあり 11 万 6 千人強の県所管児童人口が減少しました。そのため平成 22 年度は『相談受付数』全体の数が大きく減少しています。しかし『虐待相談数』は実数で増加し、児童人口比では、昨年度との比較でも大きく増加していることが分かります。虐待相談の増加傾向は近年継続して指摘されていますが、虐待ではない『養護相談数』も児童人口比では大きく増加しており、特に平成 20 年度の増加は著しく、その後も継続して増加しています。養護相談は社会的な状況に影響される側面があると考えられ、近年、子どもを取り巻く環境が厳しいものになっていることを窺わせる傾向と考えられます。

こうした、虐待相談と養護相談の増加により『一時保護人数』が増加しています。実数で毎年増加していますが、児童人口比では平成 18 年度に 800 人に 1 人の割合だったものが、平成 22 年度にはほぼ 450 人に 1 人の割合で一時的保護したことになり、平成 22 年度の大きな特徴となっています。